

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、婚姻後に区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ってきたが、今になってこのような状況になっており、驚いている。当時の領収書などの資料は残っていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金被保険者資格取得以降60歳到達までの長期間にわたる国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間であることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人夫婦は昭和50年12月ごろに国民年金加入手続を行い、同年1月までさかのぼって被保険者資格を取得しており、この手続の時期を基準とすると、申立期間は時効前であり保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料納付は、記憶は定かではないが金融機関を利用したと思うとしており、これは当時の過年度保険料の納付方法とも一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、婚姻後に区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ってきたが、今になってこのような状況になっており、驚いている。当時の領収書などの資料は残っていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金被保険者資格取得以降60歳到達までの長期間にわたる国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間であることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人夫婦は昭和50年12月ごろに国民年金加入手続を行い、同年1月までさかのぼって被保険者資格を取得しており、この手続の時期を基準とすると、申立期間は時効前であり保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料納付は、記憶は定かではないが金融機関を利用したと思うとしており、これは当時の過年度保険料の納付方法とも一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで
婚姻後、A市B区役所から国民年金に加入するよういわれ、私が同区役所において夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入後の保険料も、私が夫の分を含めて納付していた記憶があるのに、私だけ申立期間が未納とされていた。納付を証明するものは無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間のうち、昭和48年1月から60歳到達の前月である平成15年*月までの30年余りにおいて申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、複数年にわたり保険料を前納しているほか、国民年金種別変更の手続及び第3号被保険者に係る現況届も適切に行われていることから、申立人の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、夫の分を含めて国民年金の加入手続を行い、保険料も申立人が夫婦二人分を納付していたとしているところ、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月22日に夫婦連番で払い出され、その資格取得日も夫婦共に46年3月1日となっているほか、夫婦が所持する国民年金手帳の48年1月から49年12月までの印紙検認記録欄を見ると、夫婦共に納付日は同一日であることが確認できることから、申立人の主張と一致している。

さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間を含む昭和48年1月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において、保険料はすべて納付済みとされていることから、申立期間について、保険料の納付意識の高かった申立人が夫の分と一緒に自身の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年6月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から45年3月まで
② 昭和58年1月から同年6月まで
③ 昭和59年7月から同年9月まで
④ 昭和63年11月から平成9年12月まで

私は、昭和43年2月に会社勤めを辞め、自営業を開始したところに、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。いつだったか記憶に無いが、保険料として70万円から80万円を納付しないと年金を受け取ることができないと言われ、社会保険事務所（当時）で一括して納付した。その後も、納付が遅れることはあったが、納付書が届けば必ず納付してきた。60歳以降も申立期間④の保険料を納付し、未納は無いと考えていた。ねんきん特別便で申立期間が未納とされていることを知ったが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和43年2月に退職し、自営業を開始したところにその妻と一緒に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、加入手続や保険料の納付方法に係る記憶が明確でなく、申立期間①当時の状況が不明であるほか、申立人の妻についても、申立期間①当時に国民年金に加入し、保険料を納付した形跡は見られない。

また、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて夫婦同時に国民年金加入手続が行われたものとみられ、申立期間①当時は国民年金に未加入であったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、時期は不明だが、年金を受け取ることができないとの説明を受けて70万円から80万円の保険料をさかのぼって納付した記憶があるとしているところ、申立人が国民年金加入手続を行ったと推認される昭和54年7月時点で実施されていた第3回特例納付を利用すれば、申立期間①の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人及びその妻の納付記録を見ると、申立期間①後の昭和45年度から54年度までの期間（申立人の妻については、48年度から54年度までの期間）の保険料を第3回特例納付及び過年度納付を併用して、54年7月7日と55年5月13日の2回にわたって納付していることが確認でき、これら夫婦二人の保険料の合計額（約73万円）は申立人の記憶と一致するのに対し、申立期間①を含めて特例納付した場合には約83万円となり一致しない上、申立人の妻も未納期間のすべてではなく、その一部をさかのぼって納付している状況から、申立人が申立期間①を含めて特例納付したとはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、昭和58年から平成3年までの期間及び5年から8年までの期間の確定申告書を提出しており、毎年、社会保険料控除として申立人自身の国民年金保険料を計上していたと主張している。

これら確定申告書の社会保険料控除に計上されている国民年金保険料を見ると、一人分の保険料に相当する金額が計上されていることが確認でき（ただし、昭和61年から63年までの期間に係る控除額については一人分の保険料と一致しない金額が計上されている。）、申立期間②及び③に係る58年及び59年の確定申告書に記載された金額は、当時の保険料月額からみて一人分の一年間の保険料額と一致しており、これらが申立人に係る保険料ではないとする事情も見当たらないことから、申立期間②及び③の保険料については納付されていたと考えられる。

しかしながら、申立期間④については、i) 昭和62年からは保険料の納付は夫婦共に、申立人名義の預金口座からの引き落としにより行っていたこと、ii) 申立人は63年*月の60歳到達以降、高齢任意加入手続を行ったとの記憶は無く、オンライン記録でも同年*月をもって資格を喪失したとされており、同年*月以降、保険料の納付を行い得なかったとみられること、iii) 申立人が65歳に到達した平成5年*月以降は制度上、国民年金に加入することもできなかったこと、iv) 申立人の妻は60歳到達後、高齢任意加入して65歳到達の前月である平成9年*月（申立期間④の終期）まで保険料を納付したとされていること、v) 保険料納付に利用していた預金口座の記録

によると、申立期間④の直前までは二人分の保険料が引き落とされていたのに対し、申立期間④当時は一人分の保険料の引き落とししか確認できない上、申立人は預金口座からの引き落とし以外の方法により申立期間④の保険料を納付していないとしていることから、申立期間④において申立人名義の口座から引き落とされ、かつ、申立人が自身の保険料として申告していたとする保険料は実質的には申立人の妻の保険料であったと考えるのが自然である。これらのことから、申立期間④については、申立人から提出された確定申告書をもって、申立人の同期間の保険料を納付したと推認することはできず、ほかに申立人が申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年6月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

ねんきん定期便により厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る賞与についての記録が無いことが分かった。A事業所からの賞与支給控除一覧表により申立期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に対して申立人の申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

ねんきん定期便により厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る賞与についての記録が無いことが分かった。A事業所からの賞与支給控除一覧表により申立期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に対して申立人の申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

ねんきん定期便により厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る賞与についての記録が無いことが分かった。A事業所からの賞与支給控除一覧表により申立期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給控除一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に対して申立人の申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月17日から30年2月1日まで

私は、昭和26年9月1日にA社に入社し、平成7年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務した。

しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断して、申立期間に申立人が同社に継続して勤務し(人事記録では、昭和29年10月15日に関連会社のC社D支店からA社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年2月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和28年4月にA社に入社後、平成6年9月30日に同社を退職するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録から判断して、申立期間に申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年6月21日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案2316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間における資格喪失日（昭和21年12月1日）及び資格取得日（22年5月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年5月1日まで

私は、A社に昭和21年9月から26年5月15日まで勤務していたが、21年12月1日から22年5月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人から提出された辞令により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日（昭和21年12月1日）の記載が二重線で消去され、備考欄に「健保ノミ喪失 21年12月1日」と記載されている上、「標準報酬等級並びに適用年月日」の欄には、同年12月に20等級（600円）となった旨の記載があることから、申立人は、資格喪失日とされる同年12月1日に、健康保険の被保険者資格のみを喪失し、厚生年金保険の被保険者資格については喪失しなかったものと認められる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様の記載が確認できる同僚二人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、一人は、申立人と同じく昭和21年12月1日に資格喪失した旨の記録があるが、他の一人は、当該資格喪失日の記録が二重線で消去されていることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、申立人と同じ昭和22年5月1日に被保険者資格を

再度取得している者が複数見られるなど、社会保険事務所（当時）の同社に係る年金記録管理が不適切であった状況が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間における資格喪失日（昭和21年12月1日）及び資格取得日（22年5月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和21年12月及び22年5月の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和25年6月10日、資格喪失日は同年9月10日、同社C支店における資格取得日は同年10月26日、資格喪失日は同年12月26日、同社B支店における資格取得日は同年12月26日、資格喪失日は26年6月6日であると認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和25年6月から同年8月までは6,000円、同年10月から26年5月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月10日から同年9月10日まで
② 昭和25年10月26日から26年6月6日まで

私は、A社には、昭和23年2月の入社以来、56年8月の退社まで継続して勤務していた。同社発行の在籍証明書もあるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人が、申立期間①及び②を含む昭和23年2月29日から56年8月24日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人が、A社B支店において厚生年金保険被保険者資格を昭和25年6月10日に取得、同年9月10日に喪失し、同年12月26日に再び取得し、26年6月6日に喪失したことが確認できる。

さらに、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同支店において昭和25年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、資格喪失日については判読不明であるものの、同社から提出された被保険者記番号証交付簿（転勤を記す資料）には、申立人

が同年12月26日に同社C支店から同社B支店に転勤した旨記載されており、厚生年金保険被保険者台帳にも、同社B支店における資格取得日が同年12月26日と記載されていることなどから、申立人が同年12月26日に同社C支店における被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和25年6月10日、資格喪失日は同年9月10日、同社C支店における資格取得日は同年10月26日、資格喪失日は同年12月26日、同社B支店における資格取得日は同年12月26日、資格喪失日は26年6月6日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から6,000円、申立期間②のうち、昭和25年10月及び同年11月については、A社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円、同年12月から26年5月までは、厚生年金保険被保険者台帳の記録から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月25日の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年9月から18年4月まで

ねんきん定期便と給与明細書を照合したところ、平成17年7月の賞与に係る記録が無く、毎月の標準報酬月額が異なっているため、申立期間について、実際に支給された賞与及び報酬額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与支給明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給与支給明細書（賞与）の賞与額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額が15万円とされているが、申立人及びA社から提出された給与支給明細書並びに税務署保管の源泉徴収票により、申立人は、当該期間において16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間について、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月15日から36年1月5日まで

私はA社に昭和27年4月1日に入社し、定年まで勤務した。記録によると、同社B支店から同社本店に転勤した時の被保険者期間が一部欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた所属履歴、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年12月15日に同社B支店から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を16万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

社会保険庁(当時)の記録を確認したところ、平成15年7月の賞与に係る記録が無い。しかし、賞与からは厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(16万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案2321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

私は、A社本社に平成12年4月3日から19年4月21日まで勤務していた。同社で支給された賞与のうち、16年12月支給分のみが、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

私が保管している賞与明細書で、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成16年12月分の賞与支払明細書の写し及びA社本社から提出された賞与台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を20年9月26日に、同社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を22年2月3日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を25年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20年9月は90円、22年1月は510円、同年2月から同年7月までは600円、25年12月及び26年1月は8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和26年1月については、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、申立期間③のうち昭和25年12月については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から同年10月1日まで
② 昭和22年1月25日から同年8月1日まで
③ 昭和25年12月31日から26年2月1日まで

私は、昭和17年にA社B支店に就職し、44年12月末に退職した。この間、支店の開設準備委員となるなど、転勤をしたことはあるが、退職はしていない。ねんきん特別便を見たところ、申立期間②及び③が空白となっていることに気付いた。また、私はB支店に籍を置いたまま、昭和19年1月から兵役に従事し、20年9月に復員した後すぐに仕事に復帰したので、申立期間①が空白となっていることについても納得できない。

いずれの期間もA社に籍はあったので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社保管の申立人に係る人事記録によ

り、申立人が同社に継続して勤務し（昭和20年9月26日に同社本店から同社B支店に転籍、22年2月3日に同社B支店から同社C支店に異動、25年12月31日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社D支店は昭和26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち、25年12月31日は適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社の記録によると、D支店の開設日は同年12月*日であることが確認できることから、同支店は、同年12月31日において、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和20年10月及び21年12月、同社C支店における22年8月、同社D支店の26年2月の社会保険事務所の記録から、20年9月は90円、22年1月は510円、同年2月から同年7月までは600円、25年12月及び26年1月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和26年1月については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち昭和25年12月については、適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同年12月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和30年12月30日に訂正するとともに、同社B支店における資格取得日に係る記録を31年8月6日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月30日から31年1月10日まで
② 昭和31年8月6日から同年10月1日まで

夫は、A社に昭和30年4月1日に入社し、34年2月28日まで勤務した。正社員として勤務していたので、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に同期入社し申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「昭和30年12月30日から31年8月5日までの期間、申立人と一緒にC支店から研修を受けるためにD県の本社に行っていた。」と証言していること、及び同社人事部は、「当時の人事記録が無いため確認はできなかったが、本人の申立てどおりに継続勤務していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し(昭和30年12月30日に同社C支店から同社本社に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の同期入社と同僚は、「昭和31年8月5日に本社での研修を終えて、E県に申立人と一緒に戻った。自分はF支店勤務で、申立人はB支店勤務となった。当時、寮はG市にあり、申立人と一緒に住んでいた。」と証言していること、上記のA社人事部の回答、及び社会保険事務所の記録から、申立人が昭和31年10月1日に同社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し（昭和31年8月6日に同社本社から同社B支店に異動、同年10月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年8月及び同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から13年3月まで

平成12年5月に退職し、同年9月には豪雨による被害を受け、経済的に苦しかったため、母親が私の国民年金保険料の免除申請を行った。

両親は申立期間について免除とされており、私のみが免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、同手続を行ったとするその母親はその経緯について、平成12年9月に発生した豪雨による罹災により経済的に厳しく、保険料を納付することが困難であったため、申立人を含め家族3人分の免除申請を行ったとしているが、A市によれば、当時、同年9月の豪雨による罹災を理由とする保険料の免除は、最長でも同年8月以降の免除について受け付ける取扱いであったとしている。

また、申立人の両親は、父親の平成12年1月の会社退職により収入が無くなり、保険料の納付が困難となったため、同年1月から同年3月まで免除されていたものとみられることから、平成12年度についても継続して免除申請を行ったことが推定されることから、実際に同年度については同年4月から免除されている上、オンライン記録上も、両親の同年度の免除申請に係る事務処理は同年8月に行われたとされていることから、申立人の申立期間に係る免除申請が、申立人が主張するように同年9月の豪雨の後、両親と一緒に行われたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は平成13年1月29日に国民年金加入勧奨の対象者とされたことがうかがわれることから、少なくともこのころ

までは国民年金には未加入であったものとみられ、この点からも申立人が主張するように申立期間に係る免除申請が行われたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料も無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年2月までの期間及び同年6月から6年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年2月まで
② 平成5年6月から6年5月まで

独身時代に居住していたA町での国民年金保険料の納付記録がすっぱり抜けている。当時、保険料を集金人に納付した記憶があり、私が不在の時は父が立て替えてくれた記憶もある。

市町村合併などもあり記録の管理が適切に行われなかったかもしれず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付回数及び納付金額に係る記憶は明確ではない。

また、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付した記憶があるとしているが、A町によれば、申立期間当時には保険料の集金人は存在しなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人は、平成5年6月にB社を退職した後、申立期間②について、厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う国民年金被保険者資格取得手続きを行った記憶も無いとしている。

加えて、A町の国民年金被保険者名簿では、申立人は平成5年3月25日（B社就職。）をもって、国民年金被保険者資格を喪失し、その後、7年1月21日（C社退職。）に同資格を再取得したとされていることから、同町において申立人は5年3月から6年12月までは国民年金には未加入と扱われていたことになるほか、オンライン記録でも、申立期間②は8年3月12日の記録訂正（申立人が同年3月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったこ

とがきっかけとみられる。)により新たに追加された国民年金被保険者資格期間であることが確認できることから、申立期間②当時、申立人は国民年金には未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

このほか、申立人が、申立人の申立期間の保険料を集金人に納付したことがあったとするその父にも聴取を行ったが、その記憶は無いとするなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを推認できるような証言は得られなかつた上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

大学生だった平成12年5月から15年3月までは学生納付特例の申請をした。社会人になる前に追納しようと思い、同年春ごろに区役所で追納申込みを行い、追納した。1回目は平成12年度分を、2回目は残り2年度分を追納したと記憶しているが、現在の記録では14年度は学生納付特例期間のままとなっている。追納額は約3年分で30万円程度だった記憶があるので、申立期間について保険料の追納があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年5月から15年3月までの学生納付特例期間に係る国民年金保険料の追納について2回に分けて行い、保険料は手元にあった現金や金融機関からの出金により用意した記憶があるとしているところ、オンライン記録によると、申立人は現在納付済みとされている12年5月から14年3月までの保険料について、15年4月に2回に分けて追納申込みを行い、12年5月から13年3月までの保険料については15年4月14日に、13年4月から14年3月までの保険料については15年5月1日にそれぞれ追納を行ったこととされている。このことから、申立人の金融機関の口座の同年4月及び同年5月における出金状況について確認したところ、上記オンライン記録の2回の追納日と一致する15年4月14日に10万円、同年5月1日に16万円の出金があったことが確認できる。

また、申立人は2回目の追納時に平成13年度分及び申立期間である14年度分の2年度分について追納を行ったとしているが、上記のとおり、平成15年5月1日に申立人の口座から出金された金額は16万円であり、これは13年度1年分の追納に必要な金額（15万9,600円）とほぼ一致する上、ほかに申立

期間の追納保険料額に相当する金額が申立人の口座から出金された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は追納した保険料額について約3年分で30万円程度だったとしているが、この金額は現在納付済みとされている平成12年5月から14年3月までの追納保険料額(31万1,200円)とほぼ一致している上、オンライン記録上も、申立期間については追納申込みが行われたこととはされていない。

加えて、申立人は追納を行った当時、自身では確定申告等で社会保険料控除の申告を行っていなかったとしていたため、その父親について、申立人が追納を行った平成15年の所得に係る確定申告書を確認したが、社会保険料控除として申立人の保険料が申告されたことを示す記載は無く、ほかに申立人が申立期間について、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)も無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年3月まで

私は、A市B区役所の人から勧められ、昭和49年ごろに国民年金に加入した。その加入手続の際に申立期間の国民年金保険料14万円をまとめて同区役所の窓口職員に納付した。申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続時期について、申立ての当初と、聴取の過程では変更がみられるなど、加入手続時期に関する記憶は曖昧である上、昭和49年11月より前に使用されていた国民年金手帳に関する記憶も無い。

また、申立人は、加入手続の際に申立期間の保険料をまとめて14万円納付したとしているが、申立期間の保険料を納付した場合の金額は1万500円となり、申立人の主張と相違する。

さらに、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月8日に払い出されており、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際にさかのぼって資格取得日を49年5月29日とする事務処理がなされたものとみられる。この国民年金手帳記号番号払出日を基準にすると、申立期間は、特例納付による以外は時効により保険料を納付することはできない上、この時期は、特例納付実施期間でもない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2056 (事案 1365 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和44年1月から45年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から41年3月まで
② 昭和44年1月から45年9月まで

申立期間①については、父親が私と兄(三兄)の二人の保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②については、保険料を還付されたことになっているが、還付を受けた覚えは無いとの申立内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年4月に、申立てを認めることはできないとの通知を受け取った。

しかし、申立期間①の当時には、私と三兄のほか長兄も家業に従事しており、父親が兄弟三人の国民年金保険料を納付していたはずである。

また、厚生年金保険に加入していた期間に納付した国民年金保険料について、三兄は、申立期間①の一部に充当されたとのことであるが、私の申立期間②の国民年金保険料は還付されたとのことである。私は還付を受けた覚えは無いし、三兄が充当で私が還付というのはおかしいので、還付されたとする保険料は、以前の未納とされている期間の保険料として充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の父親が死亡しているため、その状況について確認することができないこと、及び父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の三兄も申立期間①の当時には未納(後日、過誤納保険料を申立期間①の一部の期間の保険料に充当。)であったことなど、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及び保険料還付整理簿に、

当該期間の保険料の還付事跡が明確に記載されており、その記載内容に不合理な点はないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の今回の申立てでは、その長兄も申立期間①の当時に家業に従事しており、長兄の国民年金保険料は、その父親が申立人及びその三兄の分と一緒に納付していたはずであるとしている。しかし、長兄の申立期間①の保険料も未納と記録されており、兄弟三人の申立期間①の保険料が、その当時に納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②（厚生年金保険被保険者期間）に納付した国民年金保険料の還付を受けたことは無く、三兄が充当で申立人が還付とされているのはおかしいので、申立人も三兄と同様に、以前の未納とされている期間の保険料として充当すべきであるとしている。

しかし、申立人の三兄が納付した昭和 44 年 1 月から同年 6 月まで（厚生年金保険被保険者期間）の国民年金保険料が以前の未納期間の保険料として充当されたのは、同年 9 月であったことが三兄の国民年金被保険者台帳及び保険料還付整理簿に記載されている。これに対し、その 1 年以上後の 45 年 10 月に、申立人の申立期間②及びその父親の 45 年 5 月から同年 9 月までの保険料が還付決定され、同年 12 月に支払われたことが、申立人及びその父親の国民年金被保険者台帳及び保険料還付整理簿に明確に記載されている上、申立人の保険料の還付に係るこれら台帳等の記載内容に不合理な点はないことは、前回の申立てに対する当委員会の通知のとおりである。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和 44 年 1 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続のために、両親が平成7年11月か同年12月ごろにA市役所に行った。前の未納分の保険料も納付しようと思ったら、市役所の人からB社会保険事務所(当時)に行くように言われたので、同社会保険事務所で手続を行った。数か月後に年金手帳が届き、それから納付できることだったので、ずっと待っていたが、余りにも遅いので、8年11月か同年12月に再度、同社会保険事務所に催促に行き、状況を説明した。すぐに年金手帳が届き、前の未納分もまとめて納付した。その後、申立期間が未納であることを知り、何度か同社会保険事務所に電話した際に対応した男性職員から、いつでも国民年金特例届を出してくれば納付できると言われたので、後から納付できると思っていた。それにもかかわらず、ねんきん特別便が届き、同社会保険事務所に行ったら、特例届というものは無いと言われ、どこを信じたら良いか分からない。申立期間は、最初に手続した時には納付できた期間なのに、社会保険事務所のミスで納付できなくなってしまった期間であり、申立期間の保険料が納付できるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立ては、申立人の両親が平成7年11月か同年12月ごろに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、当該事務所の事務処理の遺漏により加入処理がなされず、その1年後に申立人の両親からの督促により、加入処理が行われ、申立期間の保険料が納付できなくなったとするものである。A市の記録では、申立人の国民年金加入手続は8年12月に行われたと記録されており、申立人が説明する両親の督促による加入処理とはこの8年12月の手続のことと考えられるが、その際には、申立期間の保険料は納付できなかった

たとして、納付していないことを申立人自身が認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料が納付できなかったのは、社会保険事務所における国民年金加入手続の事務処理に遺漏があったことによるものであるとして、既に時効消滅にかかった保険料について納付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料納付に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度の発足時、*を学ぶ学生で、先生や学生仲間と議論し、国民年金に加入することにした。当時は無収入であったため、保険料の免除を申請することにし、学校の責任者が学生たちの加入と保険料免除申請の手続をまとめて行ってくれたので、申立期間が保険料免除期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、学校の責任者が、申立人及び同校の学生の国民年金加入手続並びに保険料免除申請手続を行ってくれたとしている。

しかし、申立人が記憶する元学生7人は、全員が申立人と同様に申立期間の国民年金保険料は未納で、うち5人は申立期間後の昭和38年度から保険料免除と記録されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は元学生のうち4人と連番である。その国民年金手帳記号番号は昭和38年8月以降に払い出されたものであり、申立期間当時に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、学校の責任者は、申立人及び同校の元学生の国民年金加入手続を昭和38年8月以降にまとめて行ったものと推認される。このため、申立期間当時には加入手続が行われておらず、保険料の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料免除申請手続に関与していない上、申立人は、これらを行ってくれた学校の責任者が誰であったかは分からないとしており、その状況について確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から同年 7 月まで

妻が昭和 62 年 5 月ごろに A 市 B 区役所で、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦の保険料を納付していた。申立期間については、妻の加入記録があるのみであるが、妻が私の加入手続を忘れることは無いので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 62 年 5 月ごろに夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿には、妻の国民年金手帳記号番号が 63 年 1 月に A 市 B 区で払い出されたことが記載されている。このことから、妻の国民年金の加入手続は、申立人が厚生年金保険被保険者であった同年 1 月ごろに行われたものと推認され、62 年 5 月ごろに夫婦の加入手続を行ったとする説明と相違する。

また、オンライン記録では、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人の国民年金資格は基礎年金番号制度創設後である平成 14 年 6 月の第 1 号被保険者資格の取得が最初と記録されている。申立人が唯一所持する年金手帳でも、厚生年金保険に係る記号番号の記載のみで国民年金手帳記号番号の記載は無いほか、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に A 市 B 区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、妻の国民年金手帳記号番号の前後にも申立人の氏名は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成 14 年 6 月以降に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間の保険料は未納と記録されている。

加えて、申立人は、その妻の申立期間は国民年金被保険者（第1号被保険者）とされているのに、申立人が未加入とされていること、及び妻の申立期間の保険料が未納と記録されていることはおかしいとしている。この点については、オンライン記録では、当初、妻は、昭和61年4月に第3号被保険者として資格取得していたが、同年4月から62年4月までは妻が厚生年金保険被保険者であったことが判明したため、平成8年3月に資格記録の訂正処理が行われている。妻は、この資格記録の訂正処理により、申立期間が第1号被保険者期間とされており、申立期間当時の手続による資格取得ではない上、当該資格記録の訂正処理が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったため、妻の申立期間の保険料が未納となったものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年6月まで

夫が、昭和46年の春ごろにA市役所へ行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その後、夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、申立期間について、夫は納付で、私は未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和52年3月に国民年金の資格を喪失したが、夫が、57年4月ごろに資格の再取得手続を行い、以降、夫婦二人の保険料を納付書により一緒に納付したとしている。

しかし、社会保険事務所（当時）が昭和58年度まで使用していた申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、夫が昭和57年1月に資格を再取得したことは記載されているが、申立人が資格を再取得した記載は無い。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の昭和57年1月の資格の再取得が62年8月に届け出られたことが記載されている。

以上のことから、申立人は、昭和52年3月に国民年金の資格を喪失して以降、62年8月まで資格の再取得手続を行っておらず、資格の再取得手続を行った際に、57年1月までさかのぼって資格取得（同年1月から同年3月までは厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したため、平成13年に、資格取得を昭和57年4月に訂正。）したものと考えられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、未加入者に対してA市が納付書を送付することは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとしている

が、オンライン記録では、申立期間の最終年度である昭和 60 年度の保険料について、夫は現年度納付と記録されているのに対し、申立人は、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料を過年度納付したと記録されており、夫婦で納付状況が異なっている。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人の昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの保険料が同年 9 月に一括納付されたことが記載されており、このことから、申立人の国民年金の資格の再取得手続きが同年 8 月に行われ、その時点で時効とならず納付することが可能であった上記期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から55年9月まで

私は、会社を退職直後の昭和52年7月に留学した。53年7月に婚姻のため一時帰国し、婚姻後は夫婦共に留学先に行き、55年6月に夫婦共に帰国した。申立期間については、留学後に、父親が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行い、婚姻後は私の保険料に加えて、妻の保険料も納付してくれていたと聞いているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が留学した昭和52年7月ごろに、その父親が国民年金の加入手続を行ったはずであるとしている。しかし、「国民年金手帳払出控」には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年5月に、社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出されたものの一つであることが記載されており、申立期間当時に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者資格取得届が昭和59年8月28日に提出されたこと、及び申立人は同日付けで国民年金の資格を取得したことが記載されており、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄にも同日の日付が記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和59年8月に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の戸籍の附票には、申立人が昭和52年7月に海外に転出し、

A市B区に住民登録したのは53年6月であったことが記載されている。その当時には、海外居住者は国民年金の適用除外とされていたことから、申立人が海外に居住し国内に住民登録していなかった52年7月から53年5月までは、国民年金に加入することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとするその父親は死亡しているため、その状況を確認することはできない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年11月まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低いことが分かった。入社する際には、給与の最低保障額が12万円との説明を受け、入社から2、3か月目には同社での売上成績が2番となり、平均月収は20万円くらいだったと記憶しているので、申立期間について、給与支給額に見合う額に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額の記録は、社会保険庁（当時）で記録されている申立人の資格取得時及び資格喪失時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同日（昭和48年10月1日）付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している6人の男性同僚の資格取得時の標準報酬月額は、4人については、7万6,000円で申立人と同額であることが確認できる上、ほかの2人については、申立人の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

さらに、申立人は、入社から9か月後の昭和49年7月に標準報酬月額が17万円に随時改定されているが、当該随時改定後の標準報酬月額についても、他の同僚と比べて特段の差異は認められない。

加えて、複数の同僚は、「給与の明細については覚えていない。」としており、いずれも給与から源泉控除されていた厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間にA事業所で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚が、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に被保険者として記録されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人の父親のB社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間当時、父親の被扶養者であったことが確認できる。

また、A事業所は、当時の人事記録等の関係書類を保存しておらず不明と回答している上、申立人が記憶している同僚も申立人を記憶していないことから、申立人について証言を得ることもできない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 12 月 20 日まで
私は、申立期間にA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人を記憶していることから、申立人が、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社は昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人には申立期間のうち 32 年 7 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで、B社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社は、昭和 42 年 2 月 * 日に解散しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、当時の事業主（親族を含む。）も連絡先不明のため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を同社が適用事業所となった 9 か月後の昭和 37 年 6 月 1 日に取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 31 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 32 年 12 月 31 日に一度喪失して 34 年 6 月 1 日に再取得したととされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における厚生年金保険の被保険者資格を申立期間中の昭和 33 年 10 月 1 日に取得し、34 年 5 月 1 日に喪失した同僚は、「申立人は、私が入社した時には既に同社に勤務しており、私が退社した時にはまだ勤務していた。」と証言している。

しかし、申立期間の前後 2 年間に A 社における厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚 27 人のうち、申立人が記憶している 3 人を含む 5 人についても、申立人と同様に、申立期間前後に被保険者期間の欠落が認められるところ、当該 5 人は、いずれも死亡しているか、連絡先が不明であることから、当時の状況を確認することができない。

また、A社は昭和 49 年 12 月 29 日に全喪しており、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2328

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月11日から43年9月1日まで

私は、昭和42年3月11日からA社に勤務しているのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日は43年9月1日となっており、納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主夫婦及び複数の同僚の証言により、勤務を開始した時期は定かではないが、申立人が昭和43年9月1日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主及び昭和38年から事務を担当している事業主の妻は、「同社では、見習期間（1年から2年程度）は厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった。」と証言している。

また、A社から提出された同僚に係る労働者災害補償保険の休業補償費の請求書には、当該同僚の雇入年月日が昭和39年6月1日である旨記載されているが、当該同僚が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、雇入日から2年3か月後の41年9月1日であることから、同社では当時、採用後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も「健康保険証の所持及び保険料控除の有無については覚えていない。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年9月まで
② 昭和57年10月

私が保管しているA社B支店の給料支給明細書と、私の標準報酬月額の記録に符合しない点がある旨、社会保険事務所(当時)の職員から説明を受けたため、申立期間の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、A社B支店から受け取った給与額に見合う標準報酬月額と比べて相違する可能性を想定し、当該箇所の記録訂正を申し立てている。

しかし、申立期間について、申立人から提出されたA社B支店の給料支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月16日から26年3月3日まで
② 昭和28年2月9日から33年9月26日まで

私は、中学を卒業した翌日の昭和25年3月16日から33年ごろまでA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、昭和26年3月3日資格取得、28年2月9日資格喪失となっており、オンライン記録と一致しているなど、社会保険事務所（当時）における事務処理に不自然な点は見られない。

また、A社は昭和42年11月1日に全喪しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間①については、複数の同僚の証言から判断して、申立人は、中学卒業後、A社に入社し、申立期間に同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人と同期入社の同僚全員について、同社に入社して約1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚が、「A社は、入社から一定期間経過後、厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行っていた。」と証言していることから、同社では、厚生年金保険の被保険者資格については、入社と同時ではなく、一定期間経過後に取得させる取扱いをしていたものと考えられる。

申立期間②については、昭和29年6月までA社に勤務していたとする同僚が、「私の退職時には、申立人はまだ同社に勤務していた。」と証言していることから判断して、申立人は、当該期間内のいずれかの時点まで同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人は、「34年の台風の3年ぐらい前には、実家に戻って家業を手伝っていた。」と証言するなど、勤務期間に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の勤務について証言している当該同僚は、退職したとする日の約1年半前の昭和27年11月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年12月30日まで
A社に勤務していた。勤務中にケガをして、同社の健康保険証で診察を受けたことがあり、申立期間について、年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管する社会保険台帳に申立人の名前は無く、同社は、「申立人はアルバイトとして雇用したので、雇用保険の資格は取得したが、厚生年金保険の資格は取得しておらず、保険料も控除していなかったため、社会保険台帳にも記帳しなかった。」と回答している。

また、A社が加入するB厚生年金基金は、申立人の同社における加入記録は無いと回答しており、C健康保険組合も、申立人の同社における被保険者記録は無いと回答している。

さらに、オンライン記録においても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月から31年5月まで

申立期間について、A社に正社員として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和27年9月1日から30年4月1日までの期間については、調査の過程で、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日も同一である未統合のB社における厚生年金保険被保険者記録が見付かり、申立人は、他社での勤務経験について「B社に勤務したことがある。」と証言していることにより、当該未統合記録が申立人の被保険者記録であると認められ、既に社会保険庁(当時)により職権訂正がなされていることから、当該期間については、申立人はA社には勤務していなかったものと認められる。

また、A社は、昭和27年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年8月から同年10月31日までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚3人は、いずれも申立人を記憶しておらず、B社における自らの厚生年金保険被保険者記録が見付かったことに伴い、申立人も、「A社の申立期間は、記憶違いかもしれない。」としている上、同社は、申立期間当時の関係資料を処分しており、当時の事業主は死亡により証言が得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見ら

れない。

このほか、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社における厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2333 (事案 239 及び事案 1437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
今まで 2 度にわたり厚生年金保険被保険者として認めてほしいと申し立てたが、認められなかった。
今回は、同期入社と同僚の基礎年金番号など、私たちには出せない個人情報を第三者委員会なら調べられると思うので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の証言から判断して、申立人が昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同社では、すべての従業員が入社当初から厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではないと認められることのほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「同期入社 of B 氏は、昭和 27 年 4 月から厚生年金保険被保険者資格を取得していると思うので、第三者委員会の結論には納得できない。」と主張し、当委員会に再度申立てをしたが、申立人が記憶する B 氏には、A 社における申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと、B 氏と推定される同姓の者 (平成 13 年に死亡しており、周辺事情を確認できない。) は、申立人が同社を退社した後の昭和 29 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、再申立て後、新たに調査をするよう主張した男性の同僚 C 氏についても、同社における申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できず、同人を特定できないため、証言を得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「A社は大企業で、2年半も厚生年金保険被保険者資格を取得させないはずはない。私と同じ年齢の社員は皆、厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずだ。同期入社と同僚の基礎年金番号など、私たちには出せない個人情報を第三者委員会で調査してほしい。」と主張し、これを新たな事実として当委員会に再々度申立てをしているが、同社の同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人と同じ学年と考えられる被保険者40人（男性22人、女性18人）は、いずれも申立人が同期入社したと主張する同僚2人と同じ昭和29年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が主張する入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているとする事情は認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2334

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月 1 日から31年12月10日まで

昭和29年 8 月にA社に入社し、入社後 4 か月は見習工で、同年12月 1 日から社員として勤務した。当時一緒に働いていたB氏からは、同年12月から社員として勤務していた旨、手紙で回答をもらっている。同社には当時の資料は無いが、B氏は当時の社員名簿を持っているとのことであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚B氏から提出を受けた従業員覚え書によれば、申立人は昭和29年12月からA社に勤務した旨記載されているが、同社から提出を受けた在籍証明書によれば、申立人の在籍期間は31年12月から32年 4 月までとされており、当該期間は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致しているところ、同社は、上記証明書以外の資料は無いとの回答で、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、当時の総務担当者である同僚B氏は、「A社では、当時は入社してすぐには厚生年金保険被保険者資格を取得させず、1年以上経過後に正社員に昇格させたときに資格取得させていた。」と証言している上、当該同僚から提出を受けた従業員覚え書によれば、複数の同僚について、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっていることが確認できることから、申立期間当時、同社では、すべての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではない事情がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月5日から同年8月1日まで

私は、昭和23年2月から28年2月までA社に勤務していたが、ねんきん特別便を見たところ、申立期間については空白となっていることが分かった。

保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間中は確かにA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日（昭和23年8月1日）には、申立人のほか16人が資格取得している上、申立人の前後の数人は厚生年金保険被保険者記号番号が連番となっていることが確認できるところ、当該同僚のうち、事情を聴取できた同僚は、「私は、昭和23年3月下旬ごろにA社に入社したが、私の記録も同年8月1日まで無い。」としていることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行せず、入社後一定期間経過してからまとめて資格取得手続を行っていたことがうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和23年8月1日である上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日とも一致していることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社は現存しているものの、申立期間に係る人事記録等は残っていないとしており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2336

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年6月20日まで

私は、A社に昭和53年4月1日に入社し、56年7月21日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社の被保険者期間は、53年6月20日から56年7月21日までとされていることが分かった。同社の入社日が53年4月であるのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚が、「自分は、昭和53年4月に申立人と同時期に入社した記憶がある。」としていることから、申立期間に申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和53年6月20日であることが確認できるとともに、別の同僚は、「入社後3か月は厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われず、保険料控除もされていなかった。」としている上、同社の事業主も「申立期間当時のことは不明であるが、現在、新規採用者については、3か月は試用期間とし、厚生年金保険等の資格取得手続きは行っていない。」としていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和53年6月20日に資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から45年1月1日まで
私は、昭和44年ごろ、A社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の業務内容及び社員の名前を記憶していることから、時期は定かではないが、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は倒産しており、事業主は他界し、当時の事務担当者は、申立人のことを覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、A社における自らの勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する記憶も不明確である。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 35 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入記録を照会したところ、B社における厚生年金保険被保険者期間にA社における厚生年金保険の加入記録があると回答を受けた。

私は2つの事業所に同時に勤務したことも無いし、時期が重なって厚生年金保険の被保険者となっていた記憶も無いため、申立期間について、A社における厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚は、「昭和 33 年 5 月ごろに新工場が完成した。申立人は、その翌月ごろに入社した。新工場が完成した時なので覚えている。しかし、勤務期間は短かった。」と証言しており、申立期間に同社に入社した同僚は、「申立人の記憶は無い。」と証言していることから、申立人は 33 年 6 月ごろに同社に入社し、申立期間前には既に退職していた可能性がうかがえる。

また、申立人が主張するB社の厚生年金保険資格喪失後の期間において、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社は既に解散し、事業主も他界しており、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

なお、申立人のオンライン記録によれば、B社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 32 年 7 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までとされ、A社における

被保険者期間は、33年6月13日から34年3月16日までとされており、申立人の被保険者期間が重複しているが、上記の同僚の証言及び申立人のB社を退職後すぐにA社に入社したとする主張から判断して、当該A社に係るオンライン記録が、申立人のA社における被保険者記録であり、被保険者期間が重複している事情は、B社における被保険者資格の喪失届が遅れたことによる可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月から36年8月まで

私は、A社に昭和33年11月に入社し、36年8月まで勤務した。経営者から35年ぐらい前に、電話で「あなたは主任だったので年金は掛けてあった。」と言われており、厚生年金保険の記録漏れと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚と、事業主が関与した団体の事務局に在籍し、A社の事業も手伝っていた関係者が記憶する同僚が一致することから、申立人は、期間は不明ながらも、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所の手続きが行われていないことが確認できる。

また、上記関係者は、「A社は個人事業であった。当時は健康保険の資格取得もしていなかった。」と回答しており、事業主の長男は、「父の事業は個人事業だった。健康保険も厚生年金も無かった。私も小さいころ健康保険が無かったので歯医者にも実費でかかっていた。」と回答している。

さらに、A社は廃業し、事業主は既に他界しており証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から61年5月1日まで
② 昭和62年3月20日から平成4年3月16日まで
③ 平成4年12月26日から5年4月1日まで

私は一貫してサラリーマンとして働いてきた。しかし、A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が抜けている。また、B社には昭和62年3月20日から平成5年3月まで勤務したが、厚生年金保険の記録は退職間際の9か月しかない。

私の厚生年金保険被保険者記録は、消えた年金記録である。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社発行の昭和60年分源泉徴収票及び同社の元事業主の回答から、期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、A社は申立期間①以前の昭和53年6月1日に全喪していることが確認でき、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが認められる。

また、A社の元事業主は、「当時の資料は保管していないものの、当時の同社の従業員は各自で国民年金に加入しており、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しており、当該元事業主及び同僚と思われる従業員は、いずれも申立期間において国民年金の加入記録が確認できる。

さらに、申立人が提出した昭和60年分源泉徴収票には、社会保険料等の金額が9,800円と記載されているが、当該保険料額は、当時の厚生年金保険料率及び健康保険料率から計算しても合致する金額ではない。

申立期間②について、申立人が提出した昭和62年7月12日と平成3年8月のB社の慰安旅行の写真、同社発行の平成3年分源泉徴収票及び複数の同僚の証言から、申立人が4年3月16日以前から同社に勤務していたことは認められるものの、勤務を開始した時期は明らかでない。

しかし、雇用保険の被保険者記録によれば、資格取得日は平成3年4月1日であることが確認でき、申立期間②のうち、昭和62年3月20日から平成3年3月31日までは雇用保険の被保険者記録も無い。

また、B社は人事記録、賃金台帳などの資料は保管していないものの、同社が委託する社会保険労務士が保管している被保険者台帳によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B社の上司は、「当時、申立人は自分で考案した製品を販売しており、売上げに応じた給与を支払っていた。正社員ではなかった。」と証言している。

加えて、申立人が提出した平成3年分源泉徴収票からは、社会保険料等の金額欄の判読ができず、厚生年金保険料の控除について不明である。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人はB社を平成4年12月25日に離職していることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、離職票が交付済みであること及び求職者給付等を受給していることの記録も確認できる。

また、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間③における同社での勤務実態に係る証言は得られなかった。

このほか、すべての申立期間における、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 30 日から 3 年 1 月 1 日まで

私は、A社で雇用保険記録があり、離職日は平成 2 年 12 月 31 日であるので、厚生年金保険の資格喪失日は 3 年 1 月 1 日である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険受給資格者証によると、申立人のA社における離職日は、平成 2 年 12 月 31 日と記載されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「社員としての最終出勤日は、12月29日だった。」と証言している上、A社（平成 4 年 5 月解散。）の後継会社であるB社は、「A社は平成 4 年に清算した会社であり、人事記録等も残っておらず申立人の退職日について確認できない。当社の現在の取扱いでは、通常最終出勤日を退職日としており、当時のA社の人事担当者からも同様の取扱いと聞いている。」と証言しており、オンライン記録に記載されている申立人の資格喪失日は平成 2 年 12 月 30 日とされていること、及び複数の同僚の資格喪失日が月末等とされていることから、最終出勤日を退職日として取り扱われていることがうかがわれる。

また、B社は、「当社の現状の取扱いでは、厚生年金保険の保険料は翌月控除としているため、月中退職の場合は、前月分の保険料を退職月に控除し、月末まで勤務した場合は、退職月に 2 か月分の厚生年金保険料を控除している。この点についても、当時のA社の人事担当者からは、同様の扱いだったと聞いている。」と証言しているところ、申立人は、「12月の給料から厚生年金保険料が 2 か月分控除されているか覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 27 日から同年 11 月 1 日まで

私は平成元年 10 月 27 日から A 社に勤めていたが、厚生年金保険被保険者資格取得は、同年 11 月 1 日の資格取得日で届出がなされた。平成 8 年になって誤りが判明し、同社は社会保険事務所（当時）で変更手続を行ったが、時効により厚生年金保険料の納付ができず、厚生年金の給付額に反映されていないので、申立期間についても厚生年金の給付対象期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社からの記録訂正に係る届出に基づき、平成 8 年 7 月 15 日付けで元年 10 月 27 日にさかのぼって記録訂正されており、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間についても厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、申立人から提出のあった A 社の辞令から判断して、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、申立人から提出のあった給与支払明細書の写しにより、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から45年10月1日まで

私は、A社に入社する前に勤務したB社を退職する際、同社の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、A社の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、同社に勤務した申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた事業所名(A社及びB社)、その所在地及び勤務期間が記されており、申立人の意思に基づき申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上合算して支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。